

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方等の 国民健康保険料減免 簡易チェック表

1. 減免対象となる理由《死亡、入院等》

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った

はい

いいえ

・主たる生計維持者とは基本的には世帯主となりますが、世帯主以外の方により生計が維持されている場合、その方を主たる生計維持者とすることができます。

・重篤な傷病とは、1月以上の治療を有すると認められるなど症状が著しく重い場合です。

2. 減免対象となる理由《収入減少》

主たる生計維持者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの収入が令和元年に比べ3割以上減少が見込まれる

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

主たる生計維持者の令和元年の所得の合計金額が1,000万円以下である

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等以外の令和元年の所得の合計金額が400万円以下である

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

非自発的失業者（会社都合による解雇等）軽減に該当しない

はい

いいえ

➡ 減免に該当しません

ただし、給与収入以外の事業収入等において減少が見込まれる場合は、該当する場合がありますので、ご相談ください。

減免が受けられる可能性があります。

- ・添付書類と一緒に減免申請書を提出してください。
- ・減免額の計算式は裏面をご覧ください。

(注意)減少が見込まれる収入の令和元年中の所得額が0円(マイナスも含む)の場合は、計算式により減免額が0円となりますので、あらかじめご了承ください。

減免額の計算式

減免の要件を満たす方の保険料減免額は、以下の表の計算式によって求められます。

$$\text{減免対象保険料額【表1】} \times \text{減額または免除の割合【表2】} = \text{保険料減免額}$$

【表1】

$$\text{減免対象保険料額} = A \times B / C$$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

※前年とは平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことです。

【表2】

世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免割合D
300万円以下の場合	全額(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した場合は、前年の所得額に関わらず、減免対象保険料額の全額が免除されます(減免割合Dが10分の10となります)。

<参考>減免の計算例

減免の対象となる場合は、次のとおり計算します。

2人世帯(世帯主、配偶者)共に45歳 複数の所得がある場合
 令和元年中の収入額 (世帯主) 給与収入 4,500,000円 給与所得 3,060,000円
 (配偶者) 営業収入 2,800,000円 営業所得 1,500,000円
 所得合計 4,560,000円
 令和2年に減少が見込まれる収入(世帯主) 給与収入 3,000,000円(3割以上減少)

◎令和2年度保険料の減免計算

A 令和2年度保険料額：624,000円

B 令和2年度に減少が見込まれる収入に係る前年の所得：給与所得 3,060,000円

C 所得合計：4,560,000円

D 減免割合：10分の8

減免対象保険料額

$$A \ 624,000 \times B \ 3,060,000 \div C \ 4,560,000 = 418,736円$$

減免額

$$418,736円 \times D \ 0.8 = 334,988 \approx 335,000$$

減免後令和2年度保険料額

$$A \ 624,000 - 335,000 = 289,000円$$